

別表

区分	免除の対象としていい事例
病気の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・長期療養により休学したため、留年又は修業年限を超過している場合 ・休学期間に満たない期間の病気（外傷を含む。）のために単位修得ができず留年又は修業年限を超過している場合 ・単位修得試験の当日の病気（以前からの急病等によるものを含む。）により単位修得ができなくて留年又は修業年限を超過している場合 ・総長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合
留学の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・留学によって必修科目等の修得が不可能なため、留年又は修業年限を超過している場合 <ul style="list-style-type: none"> ①国費留学 ②国・地方公共団体等からの助成による留学 ③私費留学 ・外国に語学研修に出かけた場合 ・総長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合
大学院の論文作成の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・膨大な資料収集・解析が必要な研究テーマに取り組んでいることから、論文作成に時間を要することが明白である場合 ・高度な最先端技術の研究に取り組んでいることなどから、研究結果に不確かな部分が多く、研究期間を延長することにより、良好な研究結果が望める場合 ・海外・国内の他の研究施設等での実験施設・器具の利用がなければ研究成果が得られないなどの理由により、大学における単位修得が遅延している場合 ・実験等のデータが研究テーマの方針どおりのものにならないことから、研究テーマの変更をしたために論文作成が遅延している場合 ・総長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・育児のため休学し、留年又は修業年限を超過している場合 ・国等の要請に応じて休学して公益事業に参加したことにより、留年又は修業年限を超過している場合（青年海外協力隊への参加、外国人の兵役など。） ・学資負担者が不在のため、学資獲得のためのアルバイト苦による留年又は修業年限を超過している場合 ・被保護世帯であることが留年の一因であると推察される場合 ・本人が身体障害者のため学業を継続するうえで負担が大きく留年又は修業年限を超過している場合 ・総長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合

注1. 「留年している者」とは、授業料免除の対象者を選考するときにおいて同一学年にとどまっている者をいい、「修業年限を超えた者」とは、休学、留学等により在籍期間が最短修業年限を超えた者をいう。

注2. 留年又は修業年限超過の期間が1年間を超える者のうち、区分が「大学院の論文作成の場合」は、原則として免除の対象としない。